

平成20年度第3回制度金融運営協議会

日 時：平成20年11月13日(木)

13:30~15:00

場 所：県庁舎西棟8階大会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

(1)リレバン・レポート（仮称）の導入について

資料1 リレバン・レポート（仮称）の導入について

資料2 総合対策プラン 概要版

資料3 中小企業者向けアンケート（イメージ）

資料4 金融機関担当者向けアンケート（イメージ）

資料5 リレバン・レポート（イメージ）

(2)その他

資料6 中小企業者に対する金融対策について

資料7 緊急保証制度のご案内

4 閉 会

「リレバン・レポート(仮称)」の導入について

1 「リレバン・レポート(仮称)」の目指すもの

「総合対策プラン^(※1)」推進の補助エンジンとして
県内中小企業金融の円滑化を図る



リレバン^(※2)推進の「羅針盤」

(※1)総合対策プラン

「今後の県内中小企業金融円滑化に向けた総合対策プラン(平成20年1月・
青森県金融検討会議報告)」

～金融機関・県・中小企業者が各々の役割分担のもとで、リレーションシップバンキ
ングのより一層の促進等について、積極的な対応を図ることに合意。

(詳細・資料2)

(※2)リレバン

リレーションシップバンキング(=地域密着型金融(7ページ))

県の昨年度以降これまでの中小企業金融円滑化への取組

H20. 1 「総合対策プラン」策定
～金融機関・中小企業者・県の対応提示

「総合対策プラン」の進捗は、制度金融運営協議会でフォローする。

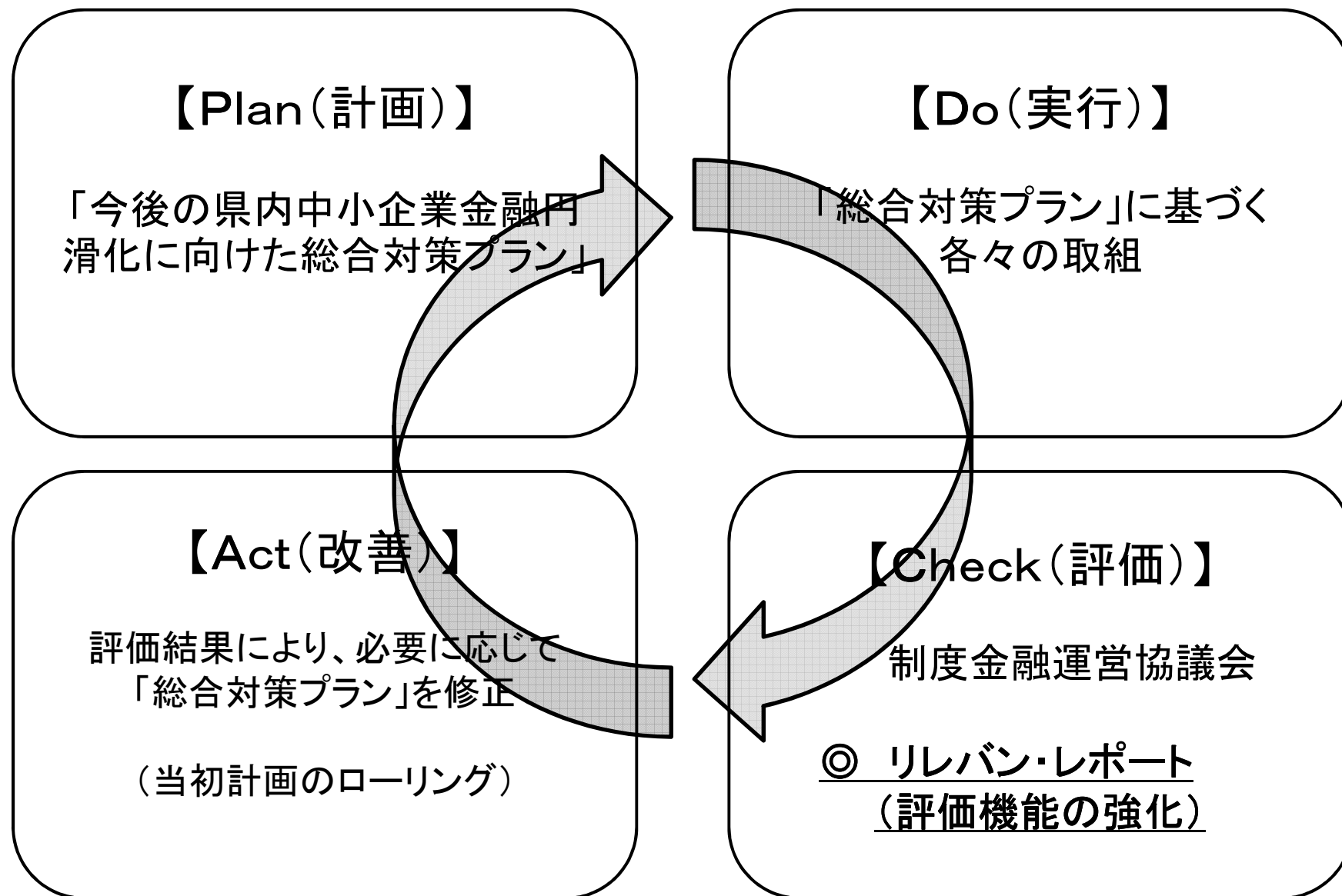


H20. 4 第1回制度金融運営協議会
～県の取組状況報告

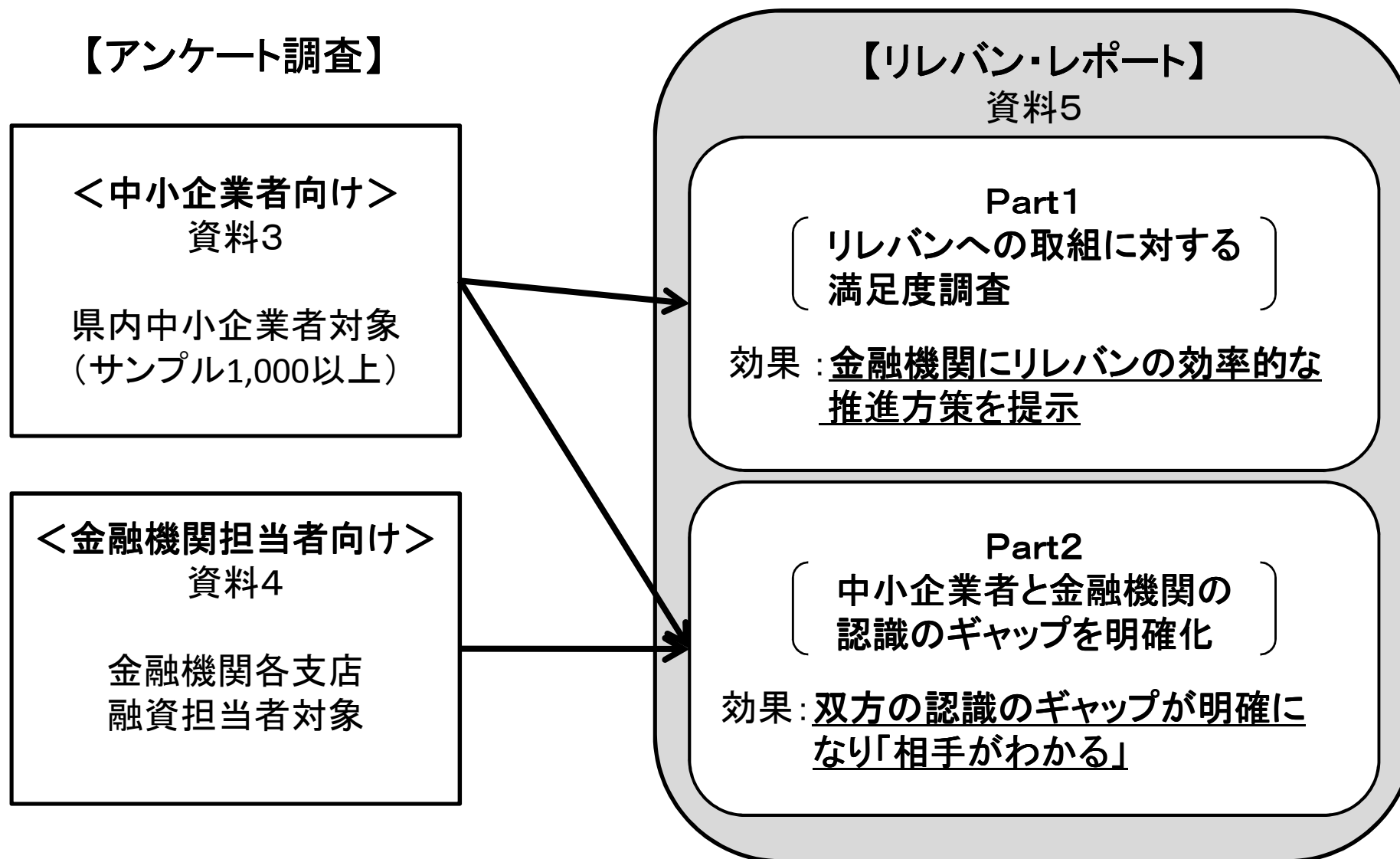
H20. 9 第2回制度金融運営協議会
～金融機関の取組状況報告

※「総合対策プラン」のより一層の推進のためには、
何らかの仕掛けが必要。

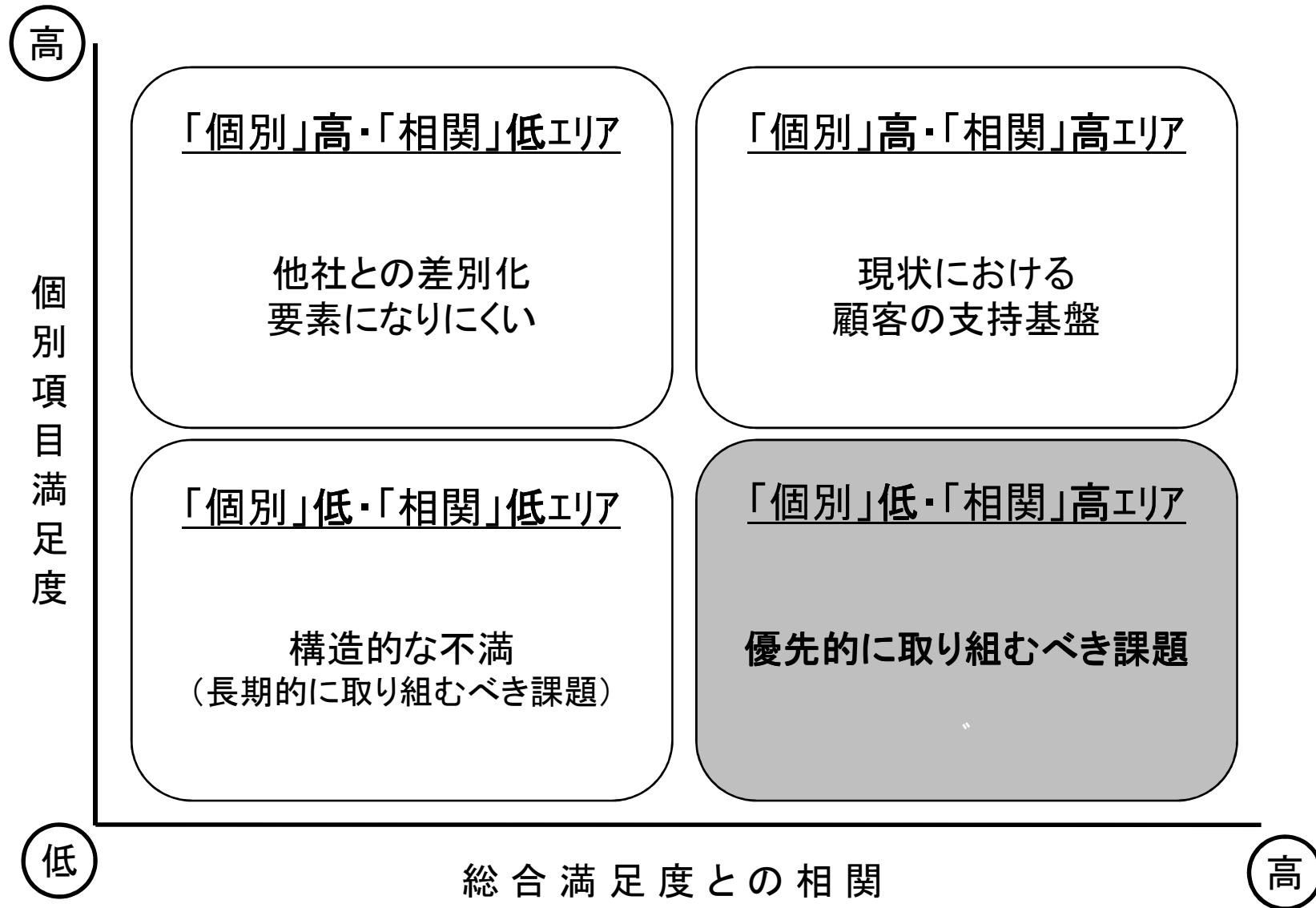
「総合対策プラン」推進のPDCAサイクル



2 「リレバン・レポート(仮称)」の基本的な仕組み

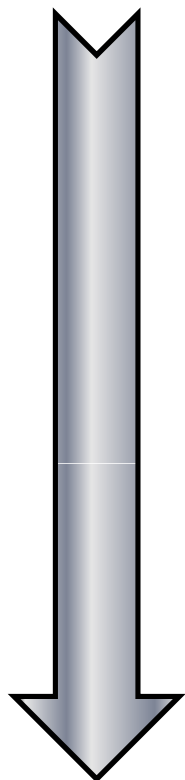


総合満足度向上のために優先的に取り組むべき課題の抽出



(参考文献:『完全版・顧客「不満足」度のつかみ方』武田哲男著)

3 今後の工程表



11月13日 第3回制度金融運営協議会

~12月中旬 実務者から成る「作業部会」を設置し詳細制度設計

~2月上旬 調査実施・結果分析

2月中旬 第4回制度金融運営協議会で報告

次年度以降 年1回の定例調査

(参考) 地域密着型金融とは

地域密着型金融とは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出金等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル(平成15年3月27日金融審議会報告)」である。

その本質は・・・

○長期的な取引関係により得られた情報を基に、質の高い対面交渉等を通じて、早い時点で経営改善に取り組むとともに、中小企業金融における貸出機能を強化することにより、金融機関自身の収益向上を図ること。

×地域貢献の名の下にコストを無視した取組みを金融機関に求める。

県内中小企業を取り巻く金融環境の現状

①県内金融機関の中小企業に対する貸出金残高の減少

- 県内金融機関の中小企業に対する貸出金残高の総額は年々減少の一途。
 - ・ 2 地方銀行の合計 H14年度末：19,430億円 → H18年度末：17,569億円 (▲1,861億円、▲9.6%)
 - ・ 5 信金・1 信組の合計 H14年度末：3,620億円 → H18年度末：3,089億円 (▲531億円、▲14.7%)
 - ・ 3 政府系の合計 H14年度末：3,119億円 → H18年度末：2,780億円 (▲339億円、▲10.9%)

【借入側の状況】

- 改善しない収益性の悪化
経営上の問題点として「収益性の悪化」を挙げる企業の割合が38%~39%前後で推移。
- 下落傾向が続く地価
平成10年に比べて現在の県内地価公示平均価格は4割前後減少し、企業の不動産担保価値が大きく減少。
- 伸び悩む設備投資
平成10年に比べて現在の県内企業の設備投資実績は約2/3に減少。

【貸出側の状況】

- 金融機関の貸出態度
企業側からみて、金融機関の貸出態度が厳しいと感じている割合は一定程度存在。

②県単特別保証融資制度の利用減少

- 県単特別保証融資制度の利用残高は、平成13年度以降減少。
 - ・ 県制度融資の残高 H13年度末：1,502億円 → H18年度末：647億円 (▲855億円、▲57.0%)

【平成10年度以降の金融システム不安対策に関わる要因】

- 平成10年度以降これまでに借換枠を含め2,000億円を超える利用がなされたことに伴う一服感。
- 「県内金融機関の中小企業に対する貸出金残高の減少」と同様な借入側/貸出側の状況が引き続いている。

【制度上の要因】

- 制度の認知度が低い。
- 制度の内容が複雑化しており、利用しづらい。

③中小企業金融制度等の変化

- 金融行政の変化
平成15年、金融庁が、リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の推進を、地域金融機関の融資手法の基本方向とした。
- 新しい融資手法の発展
売掛債権や在庫といった流動資産を担保として活用する融資や、金融機関が企業に貸付けた貸出債権を裏付けとした証券を発行し、投資家がそれを購入するローン担保証券等のいわゆる市場型間接金融といった新たな融資手法が発展している。
- 企業の再生支援へのニーズ拡大
厳しい経済情勢等を背景に、本県企業の再生支援に対するニーズは高い。
- 貸金業におけるグレーゾーン金利の撤廃
平成18年12月、貸金業規制法の改正が行われ、いわゆるグレーゾーン金利を撤廃。これまで貸金業者に依存していた一部の小規模企業の資金調達環境は厳しさを増すとの見方もあり、事業再生や再チャレンジ融資等へのニーズが今後一層高まっていく可能性あり。
- 公的信用保証制度における責任共有制度の実施
平成19年10月、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る責任共有制度が導入。
- 政府系金融機関改革
平成20年10月、中小公庫及び国民公庫は、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行とともに日本政策金融公庫として統合。また、商工中金は株主を政府等に限定した特殊会社に移行後、おおむね5~7年後を目途に完全民営化。
- ゆうちょ銀行の発足
平成19年10月、ゆうちょ銀行が発足。将来的にはゆうちょ銀行の中小企業向け融資参入の可能性あり。

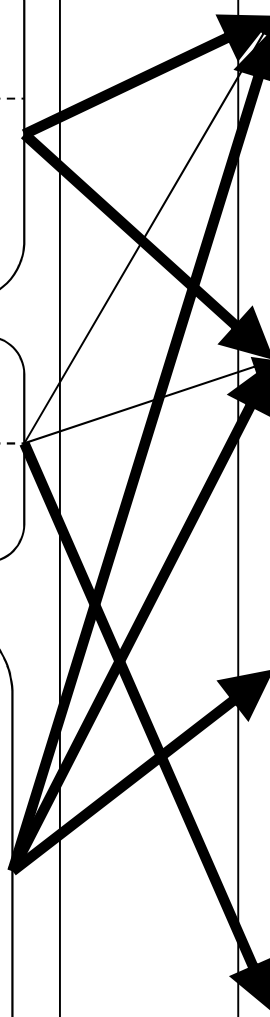
今後の課題

①不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

②リレーションシップバンキングのより一層の促進/県融資制度との連携強化

③再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

④県融資制度の大括り化・簡素化等による使い勝手の向上/県融資制度の更なる周知徹底



平成20年1月 青森県金融検討会議 報告書 概要 (2/2)
 ~ 今後の県内中小企業金融円滑化に向けた総合対策プラン ~

今後の課題

課題の解決に向けた対応方針

課題の解決に向けて、金融機関、県、中小企業者が各々の役割分担のもとで、以下のような積極的な対応を図ることに合意。

①不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

○金融機関の対応

- ・無担保・第三者保証不要の融資、流動資産を担保として活用する融資、全国規模の信用データベースを活用した効率的な融資等の積極的な推進。
- ・企業の定量的財務データではなく、技術評価等の定性データをもとに信用力をはかる能力（目利き能力）の向上。

○県の対応

- ・県融資制度において、流動資産を担保として活用する融資の促進のための対応。
- ・市場型間接金融の定着を図るため、中小公庫が推進しているローン担保証券を県としても積極的に推進。

○中小企業者の対応

- ・商工団体による中小企業への情報提供・アドバイス、中小企業ニーズの吸い上げ。
- ・直接金融・助成金を含めた、各種金融制度の特性を理解したうえでの最適な資金調達。 等

②リレーションシップバンキングのより一層の促進／県融資制度との連携強化

○金融機関の対応

- ・大企業向けとは異なる中小企業向け融資の特性を踏まえたリレーションシップバンキングの更なる推進。
- ・融資全体の流れや審査のポイント等について中小企業に対してわかりやすく説明。
- ・責任共有制度の導入に伴い、金融機関の融資スタンスを変更しない。

○県の対応

- ・商工団体と連携して講演会等を開催し、融資全体の流れや審査のポイント等に関する中小企業の理解を促進するとともに、中小企業の説明能力の向上を支援。

○中小企業者の対応

- ・自らの有形無形の企業資産価値を正確に把握し、金融機関に対する説明能力を向上。
- ・商工団体による中小企業の説明能力向上のための支援。 等

③再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

○金融機関の対応

- ・中小企業再生支援協議会との連携協力の強化及び再生ファンド機能の活用の検討。
- ・再生支援関連の信用保証制度の活用。
- ・政府系金融機関による再チャレンジ支援の充実。

○県の対応

- ・中小企業再生支援協議会の機能強化。
- ・県融資制度における再生支援関連の制度の拡充。

○中小企業者の対応

- ・早めに金融機関や行政機関等に相談。 等

④県融資制度の大括り化・簡素化等による使い勝手の向上／県融資制度の更なる周知徹底

○県の対応

- ・県融資制度の大括り化・簡素化や新たな制度の創設等により、使い勝手の良い制度に改正。
- ・政府系金融機関等の公的金融機関の諸施策を一元的にとりまとめ、企業にわかりやすく情報提供。 等

今後、「制度金融運営協議会」(*)のメンバーに商工団体を加えるとともに、開催回数を年3～4回に増やし、左記の各々の取り組みが進展しているかをフォローアップ。

(*)制度金融運営協議会
 県融資制度の改正内容の説明・協力要請及び経済情勢に関する意見交換のため、金融機関、県信用保証協会及び県により年1回開催している。

金融機関の融資業務等に関するアンケート調査

県では、県内中小企業金融の円滑化を図るため、地域密着型金融（※）の推進を支援しています。

このアンケート調査は、普段のお取引が最も多いメインバンクについて、その融資業務等に関する中小企業者の皆様のご意見をお聞かせいただき、今後の地域密着型金融の推進のための基礎データとすることを目的として実施するものです。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、趣旨をお汲み取りいただき、率直なご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

青森県商工労働部商工政策課長

(※) 地域密着型金融

金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより、顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に金融サービスの提供を行っていくこと。

<ご記入にあたって>

- 本アンケートは、御社のメインバンク（普段の取引が最も多い金融機関）の融資業務等についてお伺いします。
- 本アンケートは統計的に集計し、今後の地域密着型金融の推進のための基礎データとさせていただくことを目的としています。従いまして、回答者が特定されたり、目的外に利用することは一切ありません。
- ご回答の方法や本アンケートの趣旨について、ご不明の点がありましたら、下記の担当までお問い合わせください。

[担当]

青森県商工労働部商工政策課

商工金融グループ 上沢（かみさわ）

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9368 FAX 017-734-8106

E-mail:kenichi_kamisawa@pref.aomori.lg.jp

Q 1 御社のメインバンク（普段の取引が最も多い金融機関）はどちらですか。該当する金融機関の番号に○印をおつけください（○印は1つ）。

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| 1. 青森銀行 | 2. みちのく銀行 | 3. あおもり信用金庫 |
| 4. 東奥信用金庫 | 5. 八戸信用金庫 | 6. 下北信用金庫 |
| 7. 青森県信用組合 | 8. 県外地方銀行 | 9. 政府系金融機関 |
| 10. その他（ | | ） |

Q 2 御社が、Q 1 で選んだ金融機関をメインバンクとしている理由は何ですか。該当する番号に○印をおつけください（○印はいくつでも）。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 店舗が近いから | 2. 店舗がきれいから |
| 3. 行員の身だしなみ・清潔さに好感が持てるから | |
| 4. 行員の態度・言葉遣いがいいから | 5. 行員の訪問回数が多いから |
| 6. 行員の知識が優れているから | 7. 融資審査のスピードが早いから |
| 8. 融資申込手続きが簡単だから | |
| 9. 融資不可の場合に理由説明があるから | |
| 10. 保証人に依存しない融資を行うから | |
| 11. 担保に依存しない融資を行うから | 12. 金利が低いから |
| 13. 経営に対するアドバイスがあるから | 14. 条件変更に応じてくれるから |
| 15. 昔からのなじみだから | |
| 16. その他（ | ） |

Q 3 御社が、メインバンク以外の金融機関をメインバンクほどにはご利用にならない理由は何ですか。該当する番号に○印をおつけください（○印はいくつでも）。

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1. 店舗が遠いから | 2. 店舗がきれいでないから |
| 3. 行員の身だしなみ・清潔さに好感が持てないから | |
| 4. 行員の態度・言葉遣いがよくないから | 5. 行員の訪問回数が少ないから |
| 6. 行員の知識が乏しいから | 7. 融資審査のスピードが遅いから |
| 8. 融資申込手続きが簡単ではない | |
| 9. 融資不可の場合に満足な理由説明がないから | |
| 10. 保証人に依存した融資を行うから | |
| 11. 担保に依存した融資を行うから | 12. 金利が高いから |
| 13. 経営に対するアドバイスがないから | |
| 14. 条件変更に応じてくれないから | |
| 15. その他（ | ） |

融資業務等に関するアンケート調査

県では、県内中小企業金融の円滑化を図るため、地域密着型金融（※）の推進を支援しています。

このアンケート調査は、普段の融資業務等に関して金融機関の融資担当者の皆様のご意見をお聞かせいただき、今後の地域密着型金融の推進のための基礎データとすることを目的として実施するものです。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、趣旨をお汲み取りいただき、率直なご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

青森県商工労働部商工政策課長

（※）地域密着型金融

金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより、顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に金融サービスの提供を行っていくこと。

<ご記入にあたって>

- 本アンケートは統計的に集計し、今後の地域密着型金融の推進のための基礎データとさせていただくことを目的としています。従いまして、回答者が特定されたり、目的外に利用することは一切ありません。
- ご回答の方法や本アンケートの趣旨について、ご不明の点がありましたら、下記の担当までお問い合わせください。

[担当]

青森県商工労働部商工政策課

商工金融グループ 上沢（かみさわ）

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9368 FAX 017-734-8106

E-mail:kenichi_kamisawa@pref.aomori.lg.jp

Q 1 お客様が融資を受ける際に重視していると思われる点は何ですか。該当する番号に○印をおつけください（○印はいくつでも）。

- | | | |
|------------------|---------------|--------------|
| 1. 融資申込手続きの簡単さ | 2. 融資審査のスピード | |
| 3. 金利の高さ | 4. 保証人が必要かどうか | 5. 担保が必要かどうか |
| 6. 融資期間が長いこと | 7. 固定金利であること | |
| 8. 融資不可の場合の理由の説明 | | |
| 9. その他（ | ） | |

Q 2 融資業務遂行にあたって、特に重視する点についてお伺いします。重視する順に1から括弧内に数字をご記入ください。

- | | |
|---------------|---------------------|
| （ ）資金の用途が明確か | （ ）融資が事業にどのように貢献するか |
| （ ）事業の将来像 | （ ）資金繰りに無理がないか |
| （ ）収支計画が達成可能か | （ ）経営者自身の資質 |
| （ ）決算書の内容の信頼性 | |
| （ ）その他（ | ） |

Q 3 あなたの所属する金融機関についてお伺いします（○を付けてください）。

・金融機関種別（ 銀行 信金・信組 ）

・所在地（ 東青 中弘南黒 西北五 三八 上十三 下北 ）

リレバン・レポート2008

平成21年3月
青森県

< 目 次 >

I 調査の概要

1 調査の目的

2 調査実施要領

- (1) 調査時期 平成 年 月～ 月
- (2) 調査方法
- (3) サンプルング

3 回収と集計サンプル数

- (1) 回収数 中小企業者〇〇 金融機関担当者〇〇
- (2) 集計サンプル数 中小企業者〇〇 金融機関担当者〇〇

4 定義

(1) 満足層、中間層、不満足層の定義

中小企業者向け調査票Q5「総合イメージの評価」の7段階評価による。

1～3の場合は「不満足層」、4の場合は「中間層」、5～7の場合は「満足層」と定義する。

(2) 満足度指数の算出

①個別項目満足度

中小企業者向け調査票Q4の段階評価の数値にそれぞれ20を乗じて算出。

②総合満足度

中小企業者向け調査票Q5の総合イメージの評価に対する7段階評価の数値に14.29を乗じて算出。

5 満足度の解釈

個別項目満足度・総合満足度とも80点が及第水準である。

6 サンプルプロフィール

(1) 中小企業者

- ①業種
- ②従業員数
- ③所在地域

(2) 金融機関担当者

- ①種別
- ②所在地域

Ⅱ 調査結果の分析

1 中小企業者による金融機関融資業務等に対する満足度

(1) 総合満足度 (←資料3・Q5より)

総合満足度は「75.7点」。
及第水準を下回り、改善を要する水準である。

- 不満足層の点数が特に低く、一部中小企業者が強い不満を抱いていることが窺える。
- 業種別では、建設業からの評価が特に低く、厳しい業界事情を反映している。
- 従業員規模別では、20名以下の小規模企業からの評価が低く、小規模零細企業が資金繰りに苦慮していることを裏付けている。
-
-

(グラフ)

(2) 個別項目満足度 (←資料3・Q4より)

「店舗」、「行員」への満足度が概ね高水準なのに対して、「融資」関係は低くなっている。

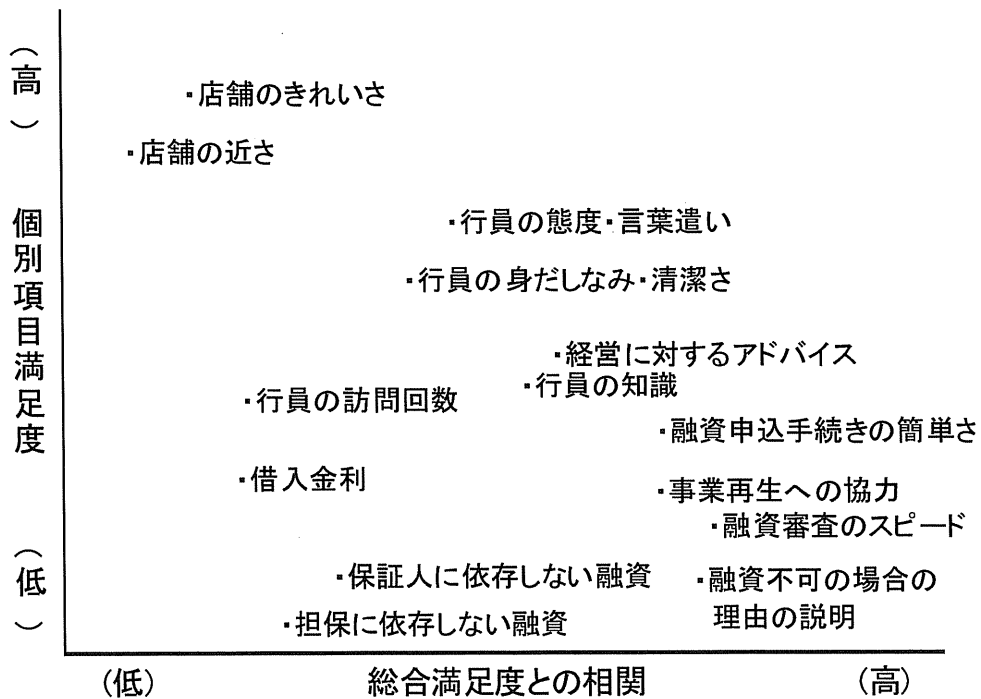
- 行員の「態度」や「身だしなみ」に対する満足度は非常に高いが、「知識」に対する満足度は60点台と厳しい評価になっている。
- 建設業及び運送業からの「融資審査のスピード」に対する満足度が特に低くなっている。
- 「融資不可の場合の理由説明」は50点台と業種を問わず厳しい評価であり、強い不満が表れている。
-
-

(グラフ)

(3) 総合満足度向上のための優先課題

総合満足度と相関が高く、個別項目満足度の低い「融資不可の場合の理由説明」、「融資審査のスピード」、「事業再生への協力」は、総合満足度向上のために、金融機関が優先的に取り組むべき課題である。

- 総合満足度と個別項目満足度を相関分析したところ、「融資不可の場合の理由説明」、「融資審査のスピード」などが優先課題とされた。
- 「保証人に依存しない融資」、「担保に依存しない融資」は、個別項目満足度は低いものの、総合満足度との相関も低く、長期的に取り組んでいくべき課題である。
- 「店舗が近い」、「店舗のきれいさ」は個別項目満足度は高いが、総合満足度との相関が低いことから、当然整っているべき項目との認識が強く、今後、総合満足度を改善する要素にはなりにくい。
-
-



2 中小企業者と金融機関の認識のギャップ

(1) 中小企業者が融資を受けるにあたって重視するポイントにおける金融機関融資業務担当者との認識のギャップ

中小企業者が融資を受けるにあたって重視しているのは「融資不可の場合の理由説明」、「融資審査のスピード」であるのに対して、金融機関融資担当者は「金利の高さ」を挙げており、認識のギャップが見られる。

- 「融資不可の場合の理由説明」は、中小企業者において、業種を問わず最も重視されており、金融機関側と認識のギャップが大きい。
-
-

(グラフ)

(2) 金融機関融資業務担当者が融資判断にあたって重視するポイントにおける中小企業者との認識のギャップ

金融機関融資業務担当者は、融資判断にあたって「事業の将来像」「経営者の資質」を重視しているのに対して、中小企業者側では「資金繰りに無理がないか」を重視した説明・対応をしており、認識のギャップが見られる。

- 「中期的に事業の評価をしようとする金融機関」と、「短期的資金繰り重視になっている中小企業」という構図が見える。
- お互いにそのギャップを理解し、また、その溝を埋める努力をしていくことがリレバン推進の第一歩である。
-
-

(グラフ)

Ⅲ 今後の金融円滑化のために

(まとめ的な内容)

中小企業者に対する金融対策について

1 緊急経営安定対策【新規】（平成20年10月31日～平成21年3月31日まで）

(1) 中小企業者の新たな運転資金の確保

経営安定化サポート資金の経営安定枠（※1）の融資条件緩和【新規】

（内 容）

- ・ 融資限度額の引き上げ

2,000万円 → 4,000万円

- ・ 融資（据置）期間の延長

7年以内（うち据置1年以内） → 10年以内（うち据置2年以内）

（※1）経営安定化サポート資金の経営安定枠

最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの等が対象。

(2) 中小企業者の既存債務に対する資金繰りの緩和

経営安定化サポート資金の借換枠の対象を経営安定枠にも拡充【新規】

（内 容）

既存の県の経営安定関連資金（※2）に係る債務を借換して、毎回の返済額の減額を図る。

現在、原油関連枠の要件を満たした場合に認めているが、経営安定枠の要件を満たした場合も対象とする。

- ・ 融資限度額

4,000万円

（※2）経営安定関連資金

中小企業経営安定化緊急支援資金（H11年度～H13年度）及び中小企業セーフティネット資金（H14年度～H19年度）。

2 原油価格上昇対策【継続】（平成20年11月1日～平成21年3月31日まで）

(1) 中小企業者の新たな運転資金の確保

経営安定化サポート資金の原油関連枠（※3）の融資条件緩和【継続】

（内 容）

- ・ 融資限度額の引き上げ

3,000万円 → 4,000万円

- ・ 融資（据置）期間の延長

7年以内（うち据置1年以内） → 10年以内（うち据置2年以内）

（※3）経営安定化サポート資金の原油関連枠

原油価格の上昇により事業活動に影響を受けている中小企業者で、経常利益の減少等一定の要件に該当する場合、通常の経営安定枠とは別枠での利用を可能とするもの。

(2) 中小企業者の既存債務に対する資金繰りの緩和

経営安定化サポート資金の借換枠（融資枠：100億円）の融資条件緩和【継続】

（内 容）

原油関連枠の要件を満たした場合に、既存の県の経営安定関連資金（※2）に係る債務を借換して、毎回の返済額の減額を図る。

- ・ 融資限度額の引き上げ

3,000万円 → 4,000万円

3 年末移動経営金融相談の実施

11月中旬より県内8か所で、政府系金融機関や信用保証協会等と連携して、経営や金融に関する移動相談を実施する。

- ・ 11/11 八戸商工会議所
- ・ 11/12 平内町商工会
- ・ 11/18 三沢市商工会
- ・ 11/19 黒石商工会議所
- ・ 11/20 むつ商工会議所
- ・ 11/21 弘前商工会議所
- ・ 11/25 十和田商工会議所
- ・ 12/2 青森商工会議所

経営安定化サポート資金の融資条件

	経営安定枠		原油関連枠				借換枠	
	当初	H20.10.31～H21.3.31	当初	H20.5.8～7.31	H20.8.1～10.31 H20.11.1～H21.3.31	H20.5.8～7.31	H20.8.1～10.31	H20.11.1～H21.3.31 (経営安定枠の追加は10.31～)
融資対象者	売上高等が過去3か年のい ずれかの年の同時期と比較 して10%以上減少している 中小企業者等	同左	原油価格の上昇により事業 活動に影響を受けている中 小企業者で、経営利益の減 少等一定の要件に該当する 中小企業者	同左	同左	原油関連枠の要件に該当す る中小企業者で、かつ、平成 11年度以降、県の経営安定 関連資金の融資を受けてい る中小企業者	同左	経営安定枠及び原油関連枠 の要件に該当する中小企業 者で、かつ、平成11年度以 降、県の経営安定関連資金 の融資を受けている中小企 業者
資金使途	運転資金	同左	運転資金	同左	同左	運転資金	同左	同左
融資限度額	2,000万円	4,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	3,000万円	4,000万円	同左
融資期間	7年以内(うち据置1年以内)	10年以内(うち据置2年以内)	7年以内(うち据置1年以内)	10年以内(うち据置2年以内)	同左	10年以内(うち据置2年以内)	同左	同左
融資利率	年2.0%	同左	年2.0%	同左	同左	年2.0%	同左	同左
保証料率	年0.45%～1.85%	同左	年0.45%～1.85%	同左	同左	年0.45%～1.85%	同左	同左
保証人	法人:原則として代表者のみ 個人:原則として不要 ※第三者保証人不要	同左	法人:原則として代表者のみ 個人:原則として不要 ※第三者保証人不要	同左	同左	法人:原則として代表者のみ 個人:原則として不要 ※第三者保証人不要	同左	同左
担保	必要に応じて徵求	同左	必要に応じて徵求	同左	同左	必要に応じて徵求	同左	同左
その他	商工会議所会頭又は商工会 会長の推薦が必要	同左	商工会議所会頭又は商工会 会長の推薦が必要	同左	同左	商工会議所会頭又は商工会 会長の推薦が必要	同左	同左

緊急保証制度のご案内

原材料価格や仕入価格の高騰により、売上の減少や収益が圧迫される中小企業者の資金繰りを「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」（略称：全国緊急）で支援します。

本制度は、従来の経営安定関連5号の指定業種を545業種に大幅に拡大し、さらに認定要件について、平均売上高の減少率に関する規定を3%（従来は5%）に緩和し、平均売上総利益率または平均営業利益率の減少率に関する要件を追加したものです。

～原材料価格高騰対応等緊急保証制度（略称：全国緊急）の概要～

制度名	「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」（略称：全国緊急）
対象者	原油・原材料価格や仕入価格高騰の影響を強く受けている545業種※に属する事業を行い、市町村長の認定（5号）を受けた中小企業者
保証限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円） ※既存のセーフティネット保証の残高を含む
保証割合	100%（全部保証）
貸付形式	手形貸付、証書貸付
保証期間	10年以内（据置期間1年以内を含む）
返済方法	原則として均等分割返済
担保	必要に応じて
保証人	法人代表者以外、原則として不要
貸付利率	金融機関所定の利率
保証料率	0.8%
必要書類	通常の申込書類のほか、市町村長が発行する「認定書(5号)」
取扱期間	平成20年10月31日～平成22年3月31日

※ 指定されている545業種については中小企業庁のホームページをご覧ください

【認定（5号）要件の概要】

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
 - 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
 - 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者
- ※ 認定の手続きは、市町村窓口となります。

（法人の場合は本店登記地、個人の場合は事業所所在地の市町村です）

● 原材料価格高騰対応等緊急対策にかかるとのポイント

1. 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について

- ・平成20年10月1日現在で指定業種数185
→平成20年10月31日から指定業種数545
- ・なお、市町村の認定事務の効率化の観点から、指定業種を大括り化

2. 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定要件の新設・緩和について

- ・認定要件(イ)売上減少率(減少率5%→3%)に緩和
- ・認定要件(ロ)原油価格高騰率(従前どおり)
- ・認定要件(ハ)平均売上総利益率・営業利益率の減少率(減少率3%)を新設

中小企業信用保険法第2条第4項第5号認定書を取得したお客様

制度名(注1)	原材料価格高騰対応等緊急保証制度	青森県経営安定化サポート資金 特別保証制度	経営安定関連保証制度	資金繰り円滑化借換保証制度	青森市中小企業支援資金特別保証制度 (地域産業緊急支援資金)
保証限度額(注2)	2億8,000万円 (一般保証と別枠)	4,000万円	2億8,000万円 (一般保証と別枠)	2億8,000万円 (一般保証と別枠)	1,500万円
保証割合(注2)	100%保証	100%保証	100%保証	100%保証	100%保証
対象資金	運転資金(既借換含) 設備資金	運転資金 (既借換含)	運転資金 設備資金	運転資金(既借換含) 設備資金	運転資金 設備資金
貸付形式	手形貸付 証書貸付	手形貸付 証書貸付	手形貸付 証書貸付	証書貸付	手形貸付 証書貸付
保証期間	10年以内 (据置期間1年以内)	7~10年以内(注3) (据置期間1~2年以内)	運転資金10年以内、設備15年以内 (据置期間1年以内)	10年以内 (据置期間1年以内)	運転資金10年以内、設備14年以内 (据置期間2年以内)
返済方法	原則、均等分割返済	原則、割賦償還	原則、割賦償還	原則、均等分割返済	一括払い又は割賦償還
保証料率	0.80%	0.70%	0.95%	0.80%	0.85%(全額補給)
貸付利息	金融所定の利率	2.00%以内(固定)	金融所定の利率	金融所定の利率	2.30%以内
保証人	原則、法人代表者以外は徴求しない	原則、法人代表者以外は徴求しない	原則、法人代表者以外は徴求しない	原則、法人代表者以外は徴求しない	原則、法人代表者以外は徴求しない
担保	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求

注1:各制度の概略を記載

注2:「保証限度額」「保証割合」については、経営安定関連特別5号を併用した場合の保証条件を記載

注3:「経営安定枠」「借換枠」の売上高・経常利益及び原油価格の上昇要件に該当する場合は保証条件を記載



サイト内検索 (e-Gov)

検索 検索の使い方

ご意見箱 サイトマップ English 文字を大きくするには

トップページ | 経産・税関・公算・公算情報 | 出版物 | イベント情報 | FAQ・相談事例 | リンク集 | メールマガジン | 緊急保証の確保 | 中小企業診断士
 トップページ ▶ 金融サポート ▶

緊急保証制度の業種を追加指定します。

平成20年11月7日
 経済産業省 中小企業庁

10月31日から新たな保証制度である「緊急保証制度」が開始されたところです。

今般、本保証制度にソフトウェア業など、73業種を追加指定することとなりました。先の545業種の決定以降、景況の悪化が明らかになった業種について、緊急に追加するものです。

この結果、全体で618業種が対象業種となります。

- 1. 追加指定業種は、11月14日から本保証制度の対象となります。
- 2. 対象業種の中小・小規模事業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

○指定業種リスト

○ [原材料価格高騰対応等緊急保証制度の特定業種追加指定について-74業種 \(PDF:4KB\)](#)

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について)

(指定期間:平成20年11月14日～平成22年3月31日)

○ [原材料価格高騰対応等緊急保証の特定業種指定について-545業種 \(PDF:40KB\)](#)

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の特定業種指定について)

(指定期間:平成20年10月31日～平成22年3月31日)

○ [業種指定の拡大\(緊急保証制度\)イメージ図 \(PDF:110KB\)](#)

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部金融課長 藤木 俊光
 担当者: 山口、銀澤、福田

電話:03-3501-1511(内線:5271)

[このページのトップへ](#)

[利用規約](#) | [免責事項](#) | [プライバシーポリシー](#) | [各省庁サイト検索](#)



〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号 電話:03-3501-1511(代表)
 Copyright 2005, The Small and Medium Enterprise Agency, All Rights Reserved.

業種指定の拡大(緊急保証制度)

保証制度の拡充を求める中小企業をほぼ全てカバー

法令上の対象
外(農林水産業、
金融・保険業)
(114業種)

中小企業性の
薄い業種(鉄道、製
鉄、石油精製など)
(255業種)

業種数: 68%
(618業種/900業種)

緊急保証制度
618業種指定

企業数: 65%
(260万社/400万社)

原油・原材料、仕入価格上昇の影響
を受けないため、指定しない業種(情
報通信業、放送など)

売上高: 80%
(323兆円/400兆円)

全体1269業種